

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市子ども青少年局保育・教育人材課長

令和元年度インフルエンザ施設別発生状況調査について（通知）

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

今シーズンの「インフルエンザ施設別発生状況調査」を、令和元年 9 月 2 日（月）の週から新シーズンとして開始することとなりました。

つきましては、各保育・教育施設にて感染症等が発生及びその疑いがある場合、別紙、「感染症等発生時の報告について」に従い、保育施設が所在する区福祉保健センター子ども家庭支援課へ、速やかに FAX にてご報告くださるよう、引き続きお願いいたします。

1 添付書類

- (1) 感染症等発生時の報告について（令和元年 9 月 30 日 こ保人第 730 号）
- (2) 感染症等発生報告書

■各区福祉保健センター子ども家庭支援課 連絡先

報告先	TEL	FAX	報告先	TEL	FAX
鶴見区	510-1816	510-1887	金沢区	788-7795	788-7794
神奈川区	411-7157	321-8820	港北区	540-2280	540-2426
西区	320-8472	322-9875	緑区	930-2331	930-2435
中区	224-8172	224-8159	青葉区	978-2428	978-2422
南区	341-1149	341-1145	都筑区	948-2472	948-2309
港南区	847-8498	842-0813	戸塚区	866-8467	866-8473
保土ヶ谷区	334-6397	333-6309	栄区	894-8463	894-8406
旭区	954-6173	951-4683	泉区	800-2413	800-2513
磯子区	750-2435	750-2540	瀬谷区	367-5782	367-2943

【参考】インフルエンザ発生時の対応

インフルエンザ感染に罹患した児童がいる場合は、施設長は、囑託医（園医）または児童の主治医と相談し、指示を受け、他の園児への感染の可能性がなくなるまで登園を停止させます。なお、治癒後の登園の際には、登園許可証明書の提出を求めてください。

○「保育所における感染症対策ガイドライン（平成 30 年 3 月 厚生労働省）」

登園のめやす

発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3 日を経過するまで）